

法務省矯成第3350号

平成19年5月30日

改正 平成23年 5月23日付け法務省矯成第3000号
平成25年12月25日付け法務省矯成第2822号
平成28年 2月24日付け法務省矯成第 694号
平成31年 3月27日付け法務省矯成第 798号
令和2年11月 9日付け法務省矯成第1692号
令和3年 8月 5日付け法務省矯成第 812号

矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 梶 木 壽

被収容者の外部交通に関する訓令の運用について（依命通達）

本日、受刑者の外部交通に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3359号大臣訓令。以下「訓令」という。）の一部を改正する訓令が制定され、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行されることに伴い、平成18年5月23日付け法務省矯成第3360号当職依命通達「受刑者の外部交通に関する訓令の運用について」の全部を下記のとおり改正し、同法の施行の日から実施することとしましたので、その運用については、遺漏のないよう配意願います。

なお、昭和38年3月15日付け法務省矯正甲第96号矯正局長依命通達「死刑確定者の接見及び信書の発受について」及び平成13年2月14日付け法務省矯保第358号矯正局長通達「刑事被告人の発する信書の取扱いについて」については、廃止します。

記

1 面会の相手方について

- (1) 法第111条第1項第2号に掲げる者とは、次のいずれにも該当するものであることに留意すること。
 - ア 面会の目的が、「受刑者の用務」の処理であること。
 - イ 面会に係る「受刑者の用務」が、重大な利害にかかわるものであること。
 - ウ 「受刑者の用務」の処理のため、その者が面会することが必要であること。

(2) 上記(1)の者には、例えば、次のアからウまでの者等が該当すると考えられること。

ア 受刑者の身分上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

婚姻、親権、子の養育、相続、雇用関係等の調整等のため相談することが必要な者

イ 受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

民事訴訟や再審請求等について委任又は相談を受けている弁護士等

ウ 受刑者の業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

当該受刑者が経営する会社等の業務処理方針の重要な決定について相談を必要とする当該会社等の関係者

(3) 公的機関の職員との公用を理由とする面会については、原則として法第111条第1項第2号のいずれかに該当するものと考えられること。

(4) 法第111条第1項第3号に掲げる者のうち、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者とは、次のいずれにも該当するものであることに留意すること。

ア その者が受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする意思があること。

イ 雇用の見込みが現実的なものであること。

ウ 面会により受刑者の改善更生に資すると認められること。

(5) 法第111条第2項の規定により面会を許すことができる場合としては、面会の申出をした者が受刑者の友人や知人、学生時代の恩師、会社関係者等であることその他の事情により面会の必要が認められ、かつ、次のアからウまでのような事情が認められるときなどが考えられること。

なお、上記の場合以外の場合であっても、刑事施設の長が適当と認めるときは、面会を許して差し支えないこと。

ア 身元が明らかであること。

イ 知人・友人との交友関係を維持するための面会は、受刑者が知人・友人と継続的に交際を行ってきたことが認められる場合に許すことができること。したがって、このような知人・友人との継続的な交際の事実があることの確認ができていない場合にあっては、受刑者又は面会の相手方の主観的な届出等の内容はともかくとして、客観的にその事実の確認ができるまでは、必ずしも面会を許すことにはならないこと。面会を許す場合には、これに加えて、その関係を維持することで改善更生及び円滑な社会復帰に支障を及ぼすおそれがないことが明らかであること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はその関係者でないことが明らかであること。

- (6) 弁護士等が、面会を希望する受刑者以外の人から委任又は相談を受けている民事訴訟その他の不服申立て等について、参考人等として事情聴取することを目的として受刑者と面会を希望する場合についても、法第111条第2項の規定により面会を許すこととして差し支えないこと。
- (7) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）第66条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による疎明資料の提出又は提示は、規則第76条の規定による信書の発受に係る届出等と併せて行わせることができること。
- (8) 規則第66条第2項の規定による疎明資料の提出又は提示は、前回の受刑時や未決収容時の外部交通等の状況、処遇調査の結果等から、届出のあった者と受刑者の関係が明らかな場合は、これを省略するものとして差し支えないこと。
- (9) 保護室収容中の未決拘禁者に対し、弁護士等から面会の申出があった場合には、次の事項に留意すること。

ア 精神的に著しく不安定であることなどにより、申出の事実を告げられても依然として法第79条第1項各号のいずれかに該当することとなることが明らかであるといえる特段の事情がない限り、直ちに申出の事実を告知すること。

イ 申出の事実の告知に対する反応等を確認した上で、法第79条第1項各号のいずれかに該当するか否かを判断し、該当しないときは、保護室収容を中止して弁護士等との面会を許すこと。

ウ 特段の事情があるとして申出の事実を告知しないとき又は告知後の反応等により保護室収容を継続するときは、その状況を録画するとともに、視察表に記録すること。

2 面会を許さない場合における告知について（訓令第3条関係）

訓令第3条に定める告知は、面会を許さなかった日及び相手方の氏名について行うものとする。ただし、告知に当たりその者の氏名を告げるにより実質的に面会の目的が達成されてしまうような場合には、氏名を省略して告知して差し支えないこと。

3 面会の立会い等について

(1) 受刑者の面会の立会い等は「必要があると認める場合」（法第112条）に行うものであるから、職員の業務負担も考慮しながら、立会い等の要否を適切に判断し、漫然と立会い等を行わせる運用とならないよう、刑事施設の実情に応じて、制限区分、面会の相手方、外部交通の実績等について一定の要件を満たす場合には原則として立会い等を行わせなくても差し支えないものとする取扱いについて典型的に定めるなど、適切な運用が図られるよう留意すること。

なお、典型的に省略する場合に該当するときであっても、受刑者に固有の事情が認められたり、無立会面会の悪用を防ぐ必要があるなどの理由により、立会い等を行うことが相当であると認められる場合もあることに留意すること。

- (2) 法第112条ただし書の「特別の事情がある場合」とは、極めて例外的な場合と考えられること。
- (3) 未決拘禁者の弁護人等以外の者との面会について立会い等を省略しようとするときは、あらかじめ、適宜の方法により、検察官の意見を求めること。
- (4) 録音又は録画をした場合において、面会が特に問題なく終了したときは、内容の確認を省略して差し支えないこと。

4 面会の一時停止等について（訓令第4条関係）

- (1) 訓令第4条第1項の「被収容者又は面会の相手方に注意を促すことで足りるとき」とは、例えば、許可された用務以外の用務の話を続けていたため注意すると、話をやめ、許可された用務についての話を再開する場合等が考えられること。
- (2) 面会を一時停止させた場合には、面会表にその旨を記録するものとする。
- (3) 未決拘禁者と弁護人等との面会の一時停止については、未決拘禁者が面会室内で大声を出し続けて他の面会室で実施されている面会に支障を生じさせたり、器物を損壊するような行為に及んだ場合や、弁護人等が自己の携帯電話を使用して未決拘禁者と外部の者との間で通話させるような行為に及んだ場合などが想定されるが、その権限はあくまでも刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な限度で行使されなければならないこと。

また、秘密交通権の重要性にも十分配慮する必要がある、殊更に面会の状況を監視しようとしたりすることは適切ではなく、謙抑的な運用に努めるべきであること。

5 面会の記録について（訓令第6条関係）

- (1) 訓令第6条第1号又は第3号括弧書きの「特に必要があるとき」とは、面会終了後に被収容者の心情に著しい変化が認められる場合などが考えられること。
- (2) 不正行為の証拠となるものであるか、面談内容が真に許可された用務の処理のためのものであるかを確認し、次回以降の面会の許否を判断するための資料として用いる等、特に必要がある場合には、面会に立ち会った職員に報告書を作成させ、又は録音若しくは録画した内容を確認するなどし、面会表とは別に面談の詳細な内容を記録することは差し支えないこと。
- (3) 面会の申出をした者に対し、法の規定により面会を許す場合には当たらないことを説明した結果、面会の申出をした者が自発的に面会の申出を取り下げた場合には、面会表に、面会の申出をした者の氏名、説明内容その他特記事項を記録すること。

6 面会の時間の制限について

規則第73条ただし書の規定により面会の時間を30分を下回る時間に制限する場合であっても、面会の実施状況に鑑みて可能な場合には、制限した面会の時間を超えて面会を実施するなど、できる限り面会の時間を長く確保するよう努めること。

7 面会の相手方に対し告知すべき事項について

(1) 面会を申し出る者（弁護人等を除く。）に対しては、規則第75条に規定する遵守事項のほか、次の事項を周知すること。

ア あらかじめ告げられた時間内に面会を終了すること。

イ 録音機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、パソコン等を使用しないこと。

ウ あらかじめ申し出て承認を受けた場合を除き、外国語を使用しないこと。

エ 構内では、必要がある場合には、着衣又は携帯品を検査したり、携帯品を職員が一時預かることがあること。

オ 遵守事項に違反する場合には、面会を一時停止したり、終了することがあること。

カ 面会には、職員が立ち会い、又は録音若しくは録画することがあること。

キ 職員の職務上の指示に従うこと。

ク 法第114条第1項の規定（準用規定を含む。）による刑事施設の管理運営上必要な制限の概要

(2) 未決拘禁者との面会を申し出る弁護人等に対しては、次の事項を周知すること。

ア 刑事施設の規律及び秩序を害する行為をする場合には、面会を一時停止させたり、終了することがあること。

イ 録音機、映像再生機又はパソコンを使用する場合は、あらかじめ申し出ること。

ウ カメラ、ビデオカメラ、携帯電話を使用しないこと。

(3) 上記（1）及び（2）の事項の告知は、面会人待合室に掲示する方法等によること。

8 被害者等との面会について

被害者及びその遺族等（以下「被害者等」という。）と加害者たる受刑者との面会については、次のとおりとすること。

(1) 被害者等が受刑者に対し賠償を請求すること（示談、和解交渉のほか、任意の支払意思の確認を求めることを含む。）を目的とする場合には、法第111条第1項第2号の受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者に該当するものとして、面会を許すものとする。

(2) 被害者等が上記（1）の目的はないが、受刑者の謝罪の意思や反省の気持ちを^し確認したい等、被害者等に面会を希望する真摯な事情がある場合には、法第111条第2項に該当するものとして、面会を許すことができること。

(3) 上記（1）及び（2）のいずれの場合についても、公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介があることが望ましいが、これらの者による仲介がない場合であっても、上記（1）の場合については面会を許すものとし、上記（2）の場合については、受刑者の心身の状態や矯正処遇の実施状況、事件に対する反

省の度合、被害者等が面会を希望する事情その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、面会を許して差し支えないこと。

(4) 被害者等が受刑者との面会を希望した場合において、受刑者が面会を拒むときは、通常の面会と同様、面会させることはできないこと。

9 法第118条第1項にいう執務時間について

法第118条第1項にいう執務時間とは、官庁執務時間並休暇ニ関スル件（大正11年閣令第6号）において午前8時30分から午後5時までと定めていることから、この時間帯（昼休みを除く。）における弁護士等との面会の実施時間を十分に確保できる態勢を整備しなければならないこと。

10 信書の発受の相手方について

(1) 法第128条の規定により受刑者との信書の発受が一般的に禁止される相手方としては、例えば、受刑者、暴力団等の反社会的集団に属する者、受刑者の改善更生を妨げる行為を繰り返している者などが考えられるが、その判断は、一律に行うべきではなく、受刑者との関係等も考慮しつつ、個別具体的に行うこと。

(2) 規則第76条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による疎明資料の提出又は提示は、記1の(7)のとおりであること。

(3) 規則第76条第2項の規定による疎明資料の提出又は提示については、記1の(8)と同様に取り扱うこと。

11 信書の検査について

(1) 受刑者が発受する信書の検査は「必要があると認める場合」（法第127条第1項）に行うものであるから、職員の業務負担も考慮しつつ、検査の要否を適切に判断し、漫然と検査を行わせる運用とならないよう、刑事施設の実情に応じて、制限区分、信書の発受の相手方、外部交通の実績等について一定の要件を満たす場合には原則として検査を行わせなくても差し支えないものとする取扱いについて典型的に定めるなど、適切な運用が図られるよう留意すること。

なお、典型的に省略する場合に該当するときであっても、受刑者に固有の事情が認められたり、無検査の悪用を防ぐ必要があるなどの理由により、検査を行うことが相当であると認められる場合もあることに留意すること。

(2) 未決拘禁者が発受する信書の検査を省略しようとするときは、あらかじめ、適宜の方法により、検察官の意見を求めること。

12 信書の差止め等の手続等について（訓令第7条関係）

(1) 訓令第7条第1項の書面は、別紙様式を参考とし、刑事施設の長が実情に応じて定めること。

なお、同書面には、信書のどの部分が法第129条第1項各号のいずれに該当するのか及びその具体的な理由を明らかにしておくこと。

(2) 訓令第7条第1項の規定により報告を受けた刑事施設の長が、差止め等の措置を要しない旨決定した場合には、速やかに当該信書を受刑者に交付し、又は発送

すること。

(3) 訓令第7条第2項第1号に定める削除又は抹消の方法によることとした場合には、原則として抹消の方法によるものとする。ただし、該当箇所が多く、抹消の方法によっては事務量が増加する等により信書の検査事務に支障を生ずるおそれがある場合その他抹消の方法によることが相当でない場合には、削除の方法によることとして差し支えないこと。

(4) 訓令第7条第2項の規定による決定があった場合には、その年月日、内容、理由、同条第3項の措置を執った年月日等を上記(1)の書面に記録するものとする。

(5) 訓令第7条第3項第1号、第2号ロ及び第3号ロに定める告知は、適用条項及び当該条項の規定内容について行うものとするほか、同項第1号に定める告知については、それぞれア及びイに定める事項についても行うものとする。ただし、受信書を差し止めた場合において、受刑者の矯正処遇の適切な実施のためその他特に必要があると認めるときは、相手方の氏名を告知しないことができること。

ア 発信書 差止めを決定した日

イ 受信書 受信書が刑事施設に到達した日、差止めを決定した日及び相手方の氏名

また、上記告知をした場合、上記(1)の書面にその内容を記録すること。

(6) 発信書について、下記(8)の書き直し等の指導を行うことなく削除又は抹消の措置を執った場合など、削除され、又は抹消された箇所を被収容者が知り得ないときは、当該箇所を当該被収容者に告知すること。

(7) 発受を差し止めた信書及び信書を削除し、又は複製した部分については、その旨を明示した上で、領置倉庫その他の適宜の場所において保管するものとする。

発受禁止信書等については、法第132条第5項前段(第136条、第138条、第141条、第142条及び第144条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により釈放の際に引き渡さない場合に該当しない場合であっても、その内容等から受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に支障を生ずるおそれがあるなど、釈放の際にその者に引き渡すことが適当でないときとは、必要に応じて、強制にわたらない範囲で当該信書の廃棄を指導することは差し支えないこと。

(8) 発信書の内容が法第129条第1項各号のいずれかに該当する場合であっても、訓令第7条に定める手続を行う前に、当該受刑者に対し書き直し等を指導することは差し支えないこと。ただし、強制にわたることのないよう留意すること。

(9) 釈放の際、法第132条第5項前段の規定により発受禁止信書等の引渡しを行わない場合には、引渡しを行わない信書があることを告知すること。

(10) 未決拘禁者の発受する信書の差止め等の手続等は、上記（１）から（９）までに準ずることとなるが、未決拘禁者の発受する信書の差止め等に当たっては、防御権にも配慮した慎重な対応が必要であることに加え、発信する相手方が被害者等を含む刑事事件の関係者である場合には、脅迫等のほか、証人等威迫罪（刑法第105条の2）にも該当する可能性があるところ、未決拘禁者の発受する信書がこれらの刑罰法令に触れることとなるかどうか、あるいは罪証隠滅の結果を生ずるおそれの有無について、刑事施設において的確な判断が困難な場合は、必要に応じ、検察官に対し適切に情報提供し、執るべき措置等も含めて相談すること。

なお、上記執るべき措置については、法に基づく差止め等のほか、刑事訴訟法第81条による授受の禁止等の措置も考えられることに留意すること。

1.3 発信を申請する信書の通数の管理運営上必要な制限について

- (1) 法第130条第1項の規定により被収容者が発信を申請する信書の通数を制限するに当たっては、刑事施設における発受信処理に係る事務負担、処理能力等を考慮し、管理運営上必要な範囲で制限すること。
- (2) 申請通数の制限を超過した発信の申請があった場合に、その後の申請の機会に申請したのでは、当該被収容者が被る不利益の程度が大きいと客観的に認められるなど、緊急に信書を発信する必要が認められるときは、当該申請を受け付けること。
- (3) 裁判所宛ての発信については、規則第79条各号の信書と同様に、申請通数の制限の対象とせず発信の申請を受け付けることが相当であること。

1.4 受刑者の親族等への移送の連絡に係る発信について

- (1) 受刑者を移送した場合には、移送先の施設において、当該受刑者に対し、当該施設へ移送された旨の連絡を内容とする親族、身元引受人等宛ての信書の発信を申請するよう指導すること。
- (2) 上記（１）の信書の発信の申請については、あらかじめ指定した期間中の1通に限り、申請通数の制限の対象としないこと。
- (3) 当該信書の発信に要する費用を受刑者が負担できないときは、法第42条第2項又は第131条の規定により封筒、便箋、はがき、切手、筆記具その他信書の発信に必要な物品を貸与し、又は支給すること。

1.5 信書の発受の記録について（訓令第8条関係）

- (1) 検査が行われなかった場合及び確認のための検査にとどめた場合には、その旨を書信表に記録するものとする。
- (2) 信書の内容の要旨の記録は必要に応じて行うものであり、検査の結果、特に問題がなかった場合には、要旨の記録は省略し、又は「近況報告」、「安否伺い」等簡潔な記載にとどめるものとする。

特に、未決拘禁者の弁護人等宛て信書については、特別の事情がない限り、要旨の記録は省略し、又は「裁判の件」等簡潔な記載にとどめるものとする。

1 6 信書の発信に必要な物品について

法第42条第2項又は第131条の規定による封筒、便せん、はがき、切手、筆記具その他信書の発信に必要な物品の貸与又は支給は、必ずしも、受刑者の改善更生に積極的に資すると認められる場合等に限定する必要はないこと。

1 7 被害者等との信書の発受について

被害者等と加害者たる受刑者の信書の発受については、次のとおりとすること。

(1) 一般に、被害者等は、加害者たる受刑者との関係において、法第128条の規定により信書の発受が禁止される者には該当しないこと。ただし、被害者等から加害者たる受刑者の収容施設に対し、当該受刑者からの信書を受領することを拒否する旨の明確な意思表示がなされており、かつ、当該受刑者に対し当該被害者等への信書の発信を行わないよう指導したにもかかわらず、当該受刑者がこれに従わず当該被害者等への信書の発信を申請した場合には、当該発信を許可することは、自らが犯した罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるという改善指導の目的に反するものであるから、当該被害者等を矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者として、法第128条の規定により当該被害者等との信書の発受を禁止することが相当であること。

(2) 信書の内容が損害賠償の請求や支払（示談、和解交渉のほか、任意の支払意思の確認を含む。）に関するものである場合には、法第128条ただし書の受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合に該当し、発受を禁止することができないこと。

(3) 被害者等と発受する信書については、法第127条第1項の規定により検査を行うものとする。

(4) 被害者等からの受信書については、原則として削除し、又は抹消することなく交付するものとする。ただし、受刑者の心情が不安定と認められる場合において、当該信書の交付が受刑者の心身に著しい負荷を生じさせるものと認められるときは、法第129条第1項第3号に該当するものとして、差し止めることができる場合があること。

当該信書を差し止めた後、矯正処遇の実施等により受刑者の心情が安定し、当該信書を受刑者に交付することが可能となった場合には、速やかに交付すること。

(5) 被害者等宛て発信書については、その内容が賠償の意思や真摯な謝罪の表明である等、法第129条第1項各号に該当しない場合であっても、下記（6）の場合を除き、直接送付せず、親族や弁護士等を経由して送付するよう指導するものとする。ただし、受刑者が同指導に従わず、あるいは適当な親族等がないため、被害者等宛てに直接発信することを求める場合には、検察官等を通じ、又は直接被害者等に対しその旨を連絡した上で、発信を許すものとする。

(6) 公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介がある場合や、被害者等からの受信の内容等から被害者等が受刑者から直接信書を受領することを拒否

していないことが明らかである場合には、直接被害者等への発信を許すこととして差し支えないこと。

1 8 電話による通信を許す場合について（訓令第9条関係）

(1) 訓令第9条第1号の「処遇上適当と認める場合」としては、例えば、面会を許す相手方が遠方に居住し、又は病気であるなどのため面会することができないやむを得ない事情がある場合、家族の誕生日や結婚記念日における連絡、資格を取得したことの報告など電話による通信を許すことにより改善更生の意欲の喚起に高い効果が期待できる場合等が考えられること。

(2) 規則第83条第4号の「人道上の観点から特に必要と認められる」場合とは、例えば、受刑者の健康状態が急速に悪化し、定期的に外部交通を行っている親族との面会を行う時間的余裕がない場合など、受刑者の現状、電話による通信の相手方との関係、外部交通の実績等を総合的に考慮した上で、電話による通信を許さないことが不相当であると認められる例外的な場合であること。

なお、人道上の観点からの必要性については、受刑者自身だけでなく、電話による通信の相手方に生じた事情も考慮して差し支えないこと。

(3) 電話による通信に当たっては、通話時に相手方を正確に確認することが困難であることから、可能な限り面会したことがある者を相手方として許可する等、他人へのなりすまし等の不正行為が行われることのないよう留意すること。

1 9 通信の相手方の確認等について（訓令第11条関係）

(1) 例えば、会社や公務所等と電話による通信を行う場合には、職員が通信を行い、相手方を呼び出して事情を説明する等した上で、通話を開始することが望ましいこと。

(2) 訓令第11条第2項の規定により改めて電話の使用を許すときは、訓令第10条の規定により定められた電話の使用日や時間帯以外にまでこれを許す必要はないこと。

なお、必要に応じて、信書の発信等により電話による通信を行う日時等を調整させるものとする。

2 0 通信内容の確認のための措置について（訓令第12条関係）

規則第83条第5号に掲げる事由に該当することにより電話による通信を許す場合については、一般的に、法第147条第1項に規定する刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由による傍受の必要性があると認められる事態は想定し難いことから、原則として傍受は行わないこと。

また、通信の内容の録音又は録画は行わないこと。

2 1 通信の一時停止及び終了について（訓令第13条関係）

(1) 受刑者が電話による通信が許可された相手方以外の者と通話する場合においても、訓令第13条第1項又は第2項に規定する措置を執ることができること。

(2) 訓令第13条第4項により通信を再開する場合には、状況に応じて、後日電話

をかけ直すこととしても差し支えないこと。

2.2 電話による通信の記録について（訓令第14条関係）

- (1) 訓令第14条第1号又は第3号括弧書きの「特に必要があるとき」とは、電話による通信終了後に受刑者の心情に著しい変化が認められる場合などが考えられること。
- (2) 他人へのなりすまし等の不正行為の証拠となるものであるか、通話内容が真に許可された用務の処理のためのものであるかを確認し、次回以降の電話による通信の許否を判断するための資料として用いる等、特に必要がある場合には、傍受した職員に報告書を作成させ、又は録音若しくは録画した内容を確認するなどし、面会表とは別に通話の詳細な内容を記録することは差し支えないこと。

2.3 電話の使用場所について（訓令第15条関係）

電話の使用場所としては、一般に取調室や委員面接室等が考えられるが、受刑者を連行する上で都合の良い場所を選定することとして差し支えないこと。

2.4 通信に係る費用について

通信に係る費用は、受刑者が負担することが原則であるが、受刑者に電話による通信を許すことが相当と認められる場合において、受刑者が通信の費用を負担することができないときは、法第146条第2項の規定により準用される法第131条の「相当と認めるとき」に該当するものとして、料金の全部又は一部を国庫の負担とすること。

なお、外国語による通信を許す場合に、翻訳に費用を要したときの費用負担についても、同様の取扱いとすること。

2.5 外国語による面会等について（訓令第16条関係）

例えば、領置金や作業報奨金計算額が少ない外国人被収容者が家族と面会又は信書の発受をする場合、教科指導を受けている受刑者が学習のため外国語による信書の発受が必要な場合、外国の機関からの照会に対して外国語で回答する義務がある場合等については、通訳又は翻訳の費用は国庫の負担とするのが相当と考えられること。

なお、日本語を解さない外国人被収容者については、面会又は信書の発受の機会を完全に失わせないように留意すること。

2.6 手話による面会等について

被収容者又は外部交通の相手方が視聴覚等に障害を有するため、手話又は点字を使用して外部交通を行う場合において、その内容を確認するために費用を要したときは、外国語の使用を許した場合における通訳又は翻訳の費用の負担と異なり、その費用は国庫の負担となること。

2.7 未決拘禁者としての地位を有する受刑者の面会及び信書の発受について

未決拘禁者としての地位を有する受刑者の面会及び信書の発受については、次の事項に留意すること。

- (1) 弁護人等との面会及び信書の発受については、未決拘禁者と同様の取扱いとなること。
- (2) 弁護人等以外の者との面会及び信書の発受のうち防御権の行使上必要なものについては、その行使に支障を生じることのないよう配慮すること。

2 8 死刑確定者の面会及び信書の発受について

死刑確定者の面会及び信書の発受については、次の事項に留意すること。

- (1) 法第120条第1項第2号に掲げる者については、上記1の(1)から(3)までと同様に考えられること。法第139条第1項第2号に掲げる信書についても、同様の観点からの考慮が必要であること。
- (2) 法第120条第1項第3号に掲げる者については、死刑確定者の心情の安定に資すると認められる助言、講話等を行う宗教家が該当するものと考えられること。法第139条第1項第3号に掲げる信書についても、同様の観点からの考慮が必要であること。
- (3) 法第120条第2項又は第139条第2項の規定により面会又は信書の発受を許すことができる場合の判断に当たっては、個別具体的な事案ごとに、面会又は信書の発受の目的、相手方の身上、死刑確定者と相手方との関係、死刑確定者の心情に与える影響等を考慮し、その許否を決するものとする。
- (4) 法第121条ただし書による面会の立会い等の省略については、立会い等の省略を相当とする事情があると考えられる場合であっても、必ず立会い等を省略すべきというものではなく、さらに、立会い等の省略を相当と認めることが必要であり、その判断に当たっては、立会い等を省略することにより刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められるかどうか、死刑確定者の心情を把握するため立会い等が必要であるかどうかを個別に検討することが必要であること。

また、再審請求のために選任された弁護人（以下「再審請求弁護人」という。）との面会においては、再審に係る弁護人選任届が示され、かつ、死刑確定者又は再審請求弁護人から再審請求に向けた打合せ等のために立会い等のない面会の申出がある場合には、立会い等を省略することにより刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められ、又は死刑確定者の心情の安定を把握する必要性が高いと認められるなど特段の事情がない限り、立会い等を行うことは相当でないところ、死刑確定者が置かれた特殊な状況に鑑み、死刑確定者は、容易に、極めて大きな精神的苦悩や動揺に陥ることがあると考えられることから、特段の事情の有無の判断に当たっては、個別の事情を慎重に検討すること。

2 9 外部交通の確保が目的であると認められる養子縁組への対応について

- (1) 法は、人道上の観点から、親族については外部交通を許すことが適当であるとして、その権利を保障しているところ、当該養子縁組が民法第802条第1号の規定により無効を主張できる場合はもとより、無効とは認定できないまでも、専

ら外部交通を得る目的などのためにされたものであり、養親子としての情を深めたりするという目的意識はなく、あるいは極めて希薄である場合など、法令における外部交通に関する各種規制を潜脱するためと認められる場合は、当該養子縁組による親族関係は、法における親族との外部交通に係る規定を適用する基礎を欠くものであり、当該外部交通を認めない運用もあり得ること。特に、暴力団関係受刑者の場合、安易に外部交通を認めないよう留意すること。

- (2) 養子縁組が外部交通の確保を目的としたものであるか否かの判断に当たっては、在社会時における交流の状況、養子縁組に至る経緯、被収容者の外部交通の内容、被収容者及び相手方の養子縁組及び離縁の回数等を十分に調査の上、記録を残すことが相当であること。

別紙様式 (記12の(1)関係)

<h1 style="margin: 0;">信 書 検 査 処 理 票</h1>		検査の日	年 月 日
		決定の日	年 月 日
		措置の日	年 月 日
		告知の日	年 月 日
相手方の氏名等		被収容者氏名等	
相手方氏名 発受の別 発受の日		称呼番号 番 氏 名	
決 裁 欄	意 見 ・ 決 定	検 査 対 象 箇 所 ・ 理 由 等	
所 長	許可・抹消・削除・差止め・禁止		
部 長			
首 席	許可・抹消・削除・差止め・禁止		
統 括			
担 当 者	許可・抹消・削除・差止め・禁止		

告知欄	<p>年 月 日に、「相手方氏名（告知しない場合は略）」〔<input type="checkbox"/>から当所に到達した・<input type="checkbox"/>宛てに発信申請した〕信書について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 <input type="checkbox"/>第128条（第138条において準用する場合、読替え後の規定とする。）</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪性のある者</p> <p><input type="checkbox"/> 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがある者</p> <p><input type="checkbox"/> 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者と認められるため、年 月 日に、同信書の〔<input type="checkbox"/>発信・<input type="checkbox"/>受信〕を禁止する措置を執ることを決定した。</p> <p>相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p> <p><input type="checkbox"/>第129条第1項（第136条、第138条、第141条、第142条及び第144条において準用する場合、読替え後の規定とする。）</p> <p><input type="checkbox"/>第1号 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものである</p> <p><input type="checkbox"/>第2号 発受によって、刑罰法令（罪名）に触れる〔<input type="checkbox"/>こととなる・<input type="checkbox"/>結果を生ずるおそれがある〕</p> <p><input type="checkbox"/>第3号 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある</p> <p><input type="checkbox"/>第4号 〔<input type="checkbox"/>威迫にわたる記述・<input type="checkbox"/>明らかな虚偽の記述〕があるため、〔<input type="checkbox"/>受信者を著しく不安にさせ・<input type="checkbox"/>受信者に損害を被らせ〕るおそれがある</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 受信者を著しく侮辱する記述がある</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある</p> <p>と認められるため、</p> <p><input type="checkbox"/>年 月 日に、同信書の〔<input type="checkbox"/>発信・<input type="checkbox"/>受信〕を差し止める</p> <p><input type="checkbox"/>同信書の当該記述部分を〔<input type="checkbox"/>抹消・<input type="checkbox"/>削除〕する</p> <p>措置を執ることを決定した。</p> <p>相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p> <p><input type="checkbox"/>第139条第1項各号及び第2項のいずれにも該当しない</p> <p>と認められるため、</p> <p><input type="checkbox"/>年 月 日に、同信書の〔<input type="checkbox"/>発信・<input type="checkbox"/>受信〕を許さない</p> <p><input type="checkbox"/>同信書の当該記述部分を〔<input type="checkbox"/>抹消・<input type="checkbox"/>削除〕する</p> <p>措置を執ることを決定した。</p> <p>相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p> <p>上記のとおり告知した。</p> <p>告知者</p>
(備考)	

注1：告知欄の年月日については、差し止め又は禁止する場合に限り、信書の到達日又は発信申請日及び措置決定の日を記入すること。

注2：相手方氏名の告知については、差し止め又は禁止する場合に限り記入すること。

注3：第129条第1項第2号の「（罪名）」については、（強要罪）、（ストーカー行為等の規制等に関する法律違反）等と記載すること。